

【参考様式】

災害時における自動販売機内の飲料水無償提供について

湖西市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、令和 年 月 日付で締結した行政財産目的外使用許可書に基づき設置した自動販売機内の飲料水無償提供について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、湖西市内において地震等の大規模災害が発生した場合、その初期に乙が甲に自動販売機内の飲料水を救援物資として提供することですみやかに被災者への支援を行うことを目的とする。

（対象物件）

第2条 この協定の対象となる自動販売機は下記のとおりとし、許可期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

名称	所在地	設置台数
湖西市西部地域センター	湖西市駅南二丁目4番1号	1台
湖西市北部地区多目的研修集会施設	湖西市太田458番地の1	1台
湖西市南部地区構造改善センター	湖西市白須賀5128番地	1台

（無償提供の実施）

第3条 湖西市内において、地震、水害等の大規模災害が発生し、甲の災害対策本部が設置された場合において、甲から乙に物資無償提供の要請があったときは、乙は自動販売機の在庫品を甲に無償提供するものとする。

また、甲が必要と判断した場合無償提供するものとし、後日電話、書類等で連絡することができるることとする。

（費用負担）

第4条 この協定の履行に関して必要な経費は乙の負担とする。

（協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は第2条により指定された物件の許可期間と同じとする。

（その他）

第6条 この協定に関し疑義がある事項または、定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 静岡県湖西市吉美3268番地

湖西市長 田内 浩之

乙